

# 吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

(簡易吸収合併)

2020 年 4 月 1 日

株式会社メンバーズ

2020年4月1日

東京都中央区晴海一丁目8番10号  
株式会社メンバーズ  
代表取締役社長 剣持 忠

## 吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社エンゲージメント・ファースト（本店所在地：東京都中央区晴海一丁目8番10号）、株式会社メンバーズキャリア（本店所在地：東京都品川区西五反田七丁目25番5号）、株式会社メンバーズエッジ（本店所在地：東京都中央区晴海一丁目8番10号）、株式会社メンバーズシフト（本店所在地：東京都中央区晴海一丁目8番10号）、株式会社メンバーズデータアドベンチャー（本店所在地：東京都品川区西五反田七丁目25番5号）、株式会社メンバーズユーエックスワン（本店所在地：東京都品川区西五反田七丁目25番5号）および株式会社メンバーズメディカルマーケティング（本店所在地：東京都中央区晴海一丁目8番10号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます）を行いました。

会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の定めに従い、次のとおり本合併に係る事項を記載した書面を備え置くこととします。

### 1. 本合併が効力を生じた日

2020年4月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

#### (1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングは当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定により本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

#### (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングは当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定により株式買取請求を行った株主はいませんでした。

#### (3) 新株予約権買取請求手続の経過

株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングでは新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議手続の経過

株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングは、会社法第789条第2項

の規定に基づき、2020年2月7日付の官報にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行い、また、2020年2月7日付で知れている債権者に対して個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第796条の2の規定による本合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、当社は会社法第797条の規定による反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議手続の経過

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2020年2月7日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングの資産・負債およびその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 本合併による変更の登記をした日

当社の変更登記申請及び株式会社エンゲージメント・ファースト、株式会社メンバーズキャリア、株式会社メンバーズエッジ、株式会社メンバーズシフト、株式会社メンバーズデータアドベンチャー、株式会社メンバーズユーエックスワンおよび株式会社メンバーズメディカルマーケティングの解散登記申請は、2020年4月3日に行う予定です。

7. 前各号に掲げる事項のほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

(別紙)

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(簡易吸収合併)

2020 年 2 月 7 日

株式会社メンバーズ

2020年2月7日

東京都中央区晴海一丁目8番10号  
株式会社メンバーズ  
代表取締役社長 剣持 忠

### 吸収合併に関する事前開示書面

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社エンゲージメント・ファースト(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)、株式会社メンバーズキャリア(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)、株式会社メンバーズエッジ(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)、株式会社メンバーズシフト(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)、株式会社メンバーズデータアドベンチャー(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)、株式会社メンバーズユーエックスワン(本店所在地:東京都品川区西五反田七丁目25番5号)および株式会社メンバーズメディカルマーケティング(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目8番10号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます)を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第794条第1項)  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号)  
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 新株予約権の対価の定めに関する事項(会社法施行規則第191条第2号)  
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第191条第3号)
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙2のとおりです。
  - (2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象  
該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象(会社法施行規則第191条第5号)  
該当事項はありません。
6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第191条第6号)  
本合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。  
また、本合併後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、予測されていません。  
よって、本合併により、当社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 吸収合併契約書

株式会社エンゲージメント・ファースト

株式会社メンバーズキャリア

株式会社メンバーズエッジ

株式会社メンバーズシフト

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

株式会社メンバーズユーエックスワン

株式会社メンバーズメディカルマーケティング



## 吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ (以下「甲」という。) 及び (吸収合併消滅会社) 株式会社エンゲージメント・ファースト (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条 (吸収合併)

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下「本吸収合併」という。) を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
  - ① 甲 (吸収合併存続会社)  
商号 株式会社メンバーズ  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
  - ② 乙 (吸収合併消滅会社)  
商号 株式会社エンゲージメント・ファースト  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号

### 第2条 (効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第3条 (合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条 (乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

### 第5条 (資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### 第6条 (簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

#### 第 7 条（権利義務の承継）

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

#### 第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

#### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

#### 第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

#### 第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。



### 第 13 条 (費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

### 第 14 条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
  - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
  - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

### 第 15 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第 16 条 (誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】



本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 23 日

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号  
株式会社メンバーズ  
代表取締役 剣 持 忠



乙：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号  
株式会社エンゲージメント・ファースト  
代表取締役 原 裕





## 吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ (以下「甲」という。) 及び (吸収合併消滅会社) 株式会社メンバーズキャリア (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条 (吸収合併)

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下「本吸収合併」という。) を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
  - ① 甲 (吸収合併存続会社)  
商号 株式会社メンバーズ  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
  - ② 乙 (吸収合併消滅会社)  
商号 株式会社メンバーズキャリア  
住所 東京都品川区西五反田七丁目25番5号

### 第2条 (効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第3条 (合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条 (乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

### 第5条 (資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### 第6条 (簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

#### 第 7 条（権利義務の承継）

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

#### 第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

#### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

#### 第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

#### 第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

### 第 13 条 (費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

### 第 14 条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
  - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
  - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

### 第 15 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第 16 条 (誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 23 日

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号  
株式会社メンバーズ  
代表取締役 剣 持 忠



乙：東京都品川区西五反田七丁目 25 番 5 号  
株式会社メンバーズキャリア  
代表取締役 嶋 津 靖





## 吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ (以下「甲」という。) 及び (吸収合併消滅会社) 株式会社メンバーズエッジ (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条 (吸収合併)

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下「本吸収合併」という。) を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
  - ① 甲 (吸収合併存続会社)  
商号 株式会社メンバーズ  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
  - ② 乙 (吸収合併消滅会社)  
商号 株式会社メンバーズエッジ  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号

### 第2条 (効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第3条 (合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条 (乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

### 第5条 (資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### 第6条 (簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

#### 第 7 条（権利義務の承継）

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

#### 第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

#### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

#### 第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

#### 第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。



### 第13条（費用負担）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

### 第14条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
  - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
  - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第1項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

### 第15条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第16条（誠実協議）

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】



本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 23 日

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号  
株式会社メンバーズ  
代表取締役 剣 持 忠



乙：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号  
株式会社メンバーズエッジ  
代表取締役 塚 本 洋





## 吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ (以下「甲」という。) 及び (吸収合併消滅会社) 株式会社メンバーズシフト (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条 (吸収合併)

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下「本吸収合併」という。) を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
  - ① 甲 (吸収合併存続会社)  
商号 株式会社メンバーズ  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
  - ② 乙 (吸収合併消滅会社)  
商号 株式会社メンバーズシフト  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号

### 第2条 (効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第3条 (合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条 (乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

### 第5条 (資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### 第6条 (簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

#### 第 7 条（権利義務の承継）

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

#### 第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

#### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

#### 第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

#### 第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

### 第13条（費用負担）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

### 第14条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
  - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
  - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第1項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

### 第15条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第16条（誠実協議）

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 23 日

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号  
株式会社メンバーズ  
代表取締役 剣 持 忠



乙：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号  
株式会社メンバーズシフト  
代表取締役 高 口 竜 太





## 吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ (以下「甲」という。) 及び (吸収合併消滅会社) 株式会社メンバーズデータアドベンチャー (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条 (吸収合併)

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下「本吸収合併」という。) を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
  - ① 甲 (吸収合併存続会社)  
商号 株式会社メンバーズ  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
  - ② 乙 (吸収合併消滅会社)  
商号 株式会社メンバーズデータアドベンチャー  
住所 東京都品川区西五反田七丁目25番5号

### 第2条 (効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第3条 (合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条 (乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

### 第5条 (資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### 第6条 (簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

#### 第 7 条（権利義務の承継）

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

#### 第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

#### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

#### 第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

#### 第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。



### 第 13 条（費用負担）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

### 第 14 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
  - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
  - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

### 第 15 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第 16 条（誠実協議）

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 23 日

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号  
株式会社メンバーズ  
代表取締役 剣 持 忠



乙：東京都品川区西五反田七丁目 25 番 5 号  
株式会社メンバーズデータアドベンチャー  
代表取締役 白 井 恵 里





## 吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ (以下「甲」という。) 及び (吸収合併消滅会社) 株式会社メンバーズユーエックスワン (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条 (吸収合併)

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下「本吸収合併」という。) を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
  - ① 甲 (吸収合併存続会社)  
商号 株式会社メンバーズ  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
  - ② 乙 (吸収合併消滅会社)  
商号 株式会社メンバーズユーエックスワン  
住所 東京都品川区西五反田七丁目25番5号

### 第2条 (効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第3条 (合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条 (乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

### 第5条 (資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### 第6条 (簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

#### 第 7 条（権利義務の承継）

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

#### 第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

#### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

#### 第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

#### 第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

### 第 13 条 (費用負担)

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

### 第 14 条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
  - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
  - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

### 第 15 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第 16 条 (誠実協議)

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各1通を保有する。

2020年1月23日

甲：東京都中央区晴海一丁目8番10号  
株式会社メンバーズ  
代表取締役 剣 持 忠



乙：東京都品川区西五反田七丁目25番5号  
株式会社メンバーズユーエックスワン  
代表取締役 舟 山 智 裕





## 吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ (以下「甲」という。) 及び (吸収合併消滅会社) 株式会社メンバーズメディカルマーケティング (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条 (吸収合併)

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下「本吸収合併」という。) を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
  - ① 甲 (吸収合併存続会社)  
商号 株式会社メンバーズ  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
  - ② 乙 (吸収合併消滅会社)  
商号 株式会社メンバーズメディカルマーケティング  
住所 東京都中央区晴海一丁目8番10号

### 第2条 (効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第3条 (合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条 (乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

### 第5条 (資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### 第6条 (簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

#### 第 7 条（権利義務の承継）

甲は、2019 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

#### 第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

#### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

#### 第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

#### 第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。



### 第13条（費用負担）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

### 第14条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
  - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
  - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第1項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

### 第15条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第16条（誠実協議）

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 23 日

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号

株式会社メンバーズ

代表取締役 剣 持

忠



乙：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

代表取締役 剣 持

忠



別紙2 計算書類等

株式会社エンゲージメント・ファースト

株式会社メンバーズキャリア

株式会社メンバーズエッジ

株式会社メンバーズシフト

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

株式会社メンバーズユーエックスワン

株式会社メンバーズメディカルマーケティング (※)

(※) 株式会社メンバーズメディカルマーケティング (旧社名 株式会社 MOVAAA) は 2019 年 4 月 1 日付で商号を変更しているため、計算書類等は株式会社 MOVAAA の実績を記載しております。

# 決 算 報 告 書

[ 第 7 期 ]

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

東京都中央区晴海1丁目8番10号

# 貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社 エンゲージメント・ファースト

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>78,237,674</b>	<b>流動負債</b>	<b>46,703,258</b>
現金及び預金	33,854,124	買掛金	21,787,803
売掛金	43,879,068	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	9,000,000
前払費用	504,482	未払金	7,954,312
		未払消費税等	3,747,172
		未払法人税等	3,106,300
		預り金	66,773
		賞与引当金	1,040,898
<b>固定資産</b>	<b>7,000,000</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,250,000</b>
無形固定資産	7,000,000	関係会社 長期借入金	2,250,000
のれん	7,000,000	<b>負債合計</b>	<b>48,953,258</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>36,284,416</b>
		<b>資本金</b>	<b>10,000,000</b>
		<b>利益剰余金</b>	<b>26,284,416</b>
		その他利益剰余金	26,284,416
		繰越利益剰余金	26,284,416
		<b>純資産合計</b>	<b>36,284,416</b>
<b>資産合計</b>	<b>85,237,674</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>85,237,674</b>

# 損益計算書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		166,717,636
売 上 原 価		114,956,424
売 上 総 利 益		51,761,212
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		31,789,084
営 業 利 益		19,972,128
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	307	
受 取 手 数 料	320,000	
そ の 他	270	320,577
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	168,288	168,288
経 常 利 益		20,124,417
税 引 前 当 期 純 利 益		20,124,417
法人税、住民税及び事業税	6,382,246	6,382,246
当 期 純 利 益		13,742,171

# 売上原価明細書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>製品売上原価</b>		
当期製品製造原価	114,956,424	114,956,424
<b>売上原価合計</b>		<b>114,956,424</b>

# 製造原価報告書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

(単位:円)

科 目	金 額	額
<b>広 告 媒 体 費</b>		
広 告 媒 体 費	2,634,151	2,634,151
<b>労 務 費</b>		
出 向 負 担 金	22,373,612	
賞 与	695,080	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	1,040,898	
法 定 福 利 費	243,365	
福 利 厚 生 費	81,000	24,433,955
<b>経 費</b>		
外 注 費	80,559,396	
荷 造 運 賃	600	
交 際 費	161,066	
会 議 費	241,582	
諸 会 費	379,259	
旅 費 交 通 費	1,660,717	
消 耗 品 費	41,476	
IT 関 連 費	834,790	
租 税 公 課	61,400	
水 道 光 熱 費	270,000	
地 代 家 賃	555,198	
手 数 料	2,247,107	
教 育 研 修 費	822,153	
新 聞 図 書 費	30,959	
雑 費	22,615	87,888,318
<b>当 期 総 製 造 費 用</b>		<b>114,956,424</b>
<b>計</b>		<b>114,956,424</b>
<b>当 期 製 品 製 造 原 価</b>		<b>114,956,424</b>



# 販売費及び一般管理費

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

(単位：円)

科 目	金 額
出 向 負 担 金	12,455,494
福 利 厚 生 費	24,000
広 告 宣 伝 費	2,848,250
販 売 促 進 費	589,010
荷 造 運 賃	14,904
交 際 費	549,560
会 議 費	5,574
諸 会 費	100,000
旅 費 交 通 費	422,108
消 耗 品 費	22,296
IT 関 連 費	194,562
租 税 公 課	126,900
減 価 償 却 費	48,234
支 払 手 数 料	6,846,450
教 育 研 修 費	507,415
の れ ん 償 却	7,000,000
新 聞 図 書 費	31,827
雑 費	2,500
	31,789,084

# 株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 エンゲージメント・ファースト

(単位：円)

	株主資本 利益剰余金				純資産 合計
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	
		繰越 利益剰余金			
2018年4月1日残高	10,000,000	12,542,245	12,542,245	22,542,245	22,542,245
事業年度中の変動額					
当期純利益		13,742,171	13,742,171	13,742,171	13,742,171
事業年度中の変動額合計	0	13,742,171	13,742,171	13,742,171	13,742,171
2019年3月31日残高	10,000,000	26,284,416	26,284,416	36,284,416	36,284,416

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (2) 引当金の計上方法

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）
- ② その他の工事  
工事完成基準

#### (4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等会計処理 税抜方式によっております。

### 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	1000株	－株	－株	1000株
合計	1000株	－株	－株	1000株

# 決 算 報 告 書

[ 第 5 期 ]

自 2018年 4月 1日

至 2019年 3月 31日

株式会社 メンバーズキャリア

東京都品川区西五反田七丁目25番5号

# 貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社 メンバーズキャリア

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>363,006,488</b>	<b>流動負債</b>	<b>321,770,275</b>
現金及び預金	203,696,350	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	8,235,296
売掛金	147,005,762	未払金	149,046,869
前払費用	10,536,984	未払消費税等	49,811,275
その他	1,767,392	未払法人税等	23,368,100
		預り金	16,337,611
		賞与引当金	74,971,124
<b>固定資産</b>	<b>83,584,800</b>	<b>固定負債</b>	<b>18,529,408</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>24,005,606</b>	関係会社 長期借入金	18,529,408
建物	17,191,420		
工具器具備品	6,814,186		
<b>無形固定資産</b>	<b>1,661,538</b>	<b>負債合計</b>	<b>340,299,683</b>
ソフトウェア	1,661,538	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>57,917,656</b>	<b>株主資本</b>	<b>106,291,605</b>
繰延税金資産	30,532,791	<b>資本金</b>	<b>30,000,000</b>
敷金及び保証金	27,384,865	<b>利益剰余金</b>	<b>76,291,605</b>
		その他利益剰余金	76,291,605
		繰越利益剰余金	76,291,605
		<b>純資産合計</b>	<b>106,291,605</b>
<b>資産合計</b>	<b>446,591,288</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>446,591,288</b>

# 損 益 計 算 書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア

(単位：円)

科 目	金 額
売 上 高	1,351,545,046
売 上 原 価	1,024,062,301
売 上 総 利 益	327,482,745
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	273,860,888
営 業 利 益	53,621,857
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,130
そ の 他	1,800
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	318,242
そ の 他	43
経 常 利 益	53,306,502
税 引 前 当 期 純 利 益	53,306,502
法人税、住民税及び事業税	29,122,772
法 人 税 等 調 整 額	△ 12,965,089
当 期 純 利 益	37,148,819

# 売上原価明細書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>製品売上原価</b>		
当期製品製造原価	1,024,062,301	1,024,062,301
<b>売上原価合計</b>		<b>1,024,062,301</b>

# 製造原価報告書

自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア

(単位:円)

科 目	金	額
<b>労 務 費</b>		
賃 金 手 当	645,205,882	
賞 与	50,471,514	
賞与引当金繰入額	65,196,411	
法 定 福 利 費	122,476,402	
出 向 負 担 金	89,375,773	
福 利 厚 生 費	11,313,000	984,038,982
<b>経 費</b>		
外 注 費	1,300,000	
荷 造 運 賃	226,000	
旅 費 交 通 費	36,111,457	
IT 関 連 費	1,454,617	
租 税 公 課	1,200	
減 価 償 却 費	601,658	
手 数 料	328,387	40,023,319
<b>当期総製造費用</b>		<b>1,024,062,301</b>
<b>計</b>		<b>1,024,062,301</b>
<b>当期製品製造原価</b>		<b>1,024,062,301</b>





# 株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズキャリア

(単位：円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
2018年4月1日残高	30,000,000	39,142,786	39,142,786	69,142,786	69,142,786
事業年度中の変動額					
当期純利益		37,148,819	37,148,819	37,148,819	37,148,819
事業年度中の変動額合計	0	37,148,819	37,148,819	37,148,819	37,148,819
2019年3月31日残高	30,000,000	76,291,605	76,291,605	106,291,605	106,291,605

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～50年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |

#### ② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (2) 引当金の計上方法

- 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等会計処理 税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正）の適用）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	600株	－株	－株	600株
合計	600株	－株	－株	600株

# 決 算 報 告 書

[ 第 2 期 ]

自 2018年 4 月 1 日

至 2019年 3 月 31 日

株式会社 メンバーズエッジ

東京都中央区晴海1丁目8番10号

# 貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社 メンバーズエッジ

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>90,746,409</b>	<b>流動負債</b>	<b>57,237,010</b>
現金及び預金	50,876,630	買掛金	192,323
売掛金	34,831,506	未払金	31,725,345
前払費用	1,459,873	未払法人税等	651,200
未収入金	3,578,400	未払消費税等	6,227,837
		預り金	1,775,725
		賞与引当金	16,664,580
<b>固定資産</b>	<b>8,077,956</b>	<b>負債合計</b>	<b>57,237,010</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,803,956</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	6,304,712	<b>株主資本</b>	<b>41,587,355</b>
工具器具備品	1,499,244	<b>資本金</b>	<b>40,000,000</b>
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,587,355</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>274,000</b>	その他利益剰余金	1,587,355
敷金及び保証金	274,000	繰越利益剰余金	1,587,355
		<b>純資産合計</b>	<b>41,587,355</b>
<b>資産合計</b>	<b>98,824,365</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>98,824,365</b>

# 損 益 計 算 書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

(単位：円)

科 目	金 額
売 上 高	302,043,391
売 上 原 価	225,680,715
売 上 総 利 益	76,362,676
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	86,015,421
営 業 損 失	9,652,745
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	369
消 費 税 簡 易 課 税 差 額 収 入	6,527,139
営 業 外 費 用	
雑 損 失	21,513
経 常 損 失	3,146,750
税 引 前 当 期 純 損 失	3,146,750
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,389,155
当 期 純 損 失	5,535,905

# 売上原価明細書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

(単位：円)

科 目	金 額	
製品売上原価		
当期製品製造原価	225,680,715	225,680,715
売上原価合計		<b>225,680,715</b>

# 製造原価報告書

自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

(単位:円)

科 目	金	額
<b>労 務 費</b>		
賃 金 手 当	77,446,052	
賞 与	9,461,773	
賞与引当金繰入額	17,416,764	
法定福利費	15,869,998	
出向負担金	74,920,592	
福利厚生費	2,041,266	197,156,445
<b>経 費</b>		
外 注 費	1,360,100	
荷造運賃	331,490	
交際費	290,363	
会議費	6,326	
消耗品費	77,202	
IT関連費	8,773,661	
旅費交通費	7,373,931	
通信費	216,584	
水道光熱費	2,721,589	
減価償却費	426,344	
地代家賃	6,946,680	28,524,270
<b>当期総製造費用</b>		<b>225,680,715</b>
<b>計</b>		<b>225,680,715</b>
<b>当期製品製造原価</b>		<b>225,680,715</b>



# 販売費及び一般管理費

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

(単位：円)

科 目	金 額
給 与 手 当	5,364,842
出 向 負 担 金	35,286,699
賞 与 引 当 金 繰 入	1,699,600
賞 与 引 当 金 繰 入	2,881,110
法 定 福 利 費	1,645,684
福 利 厚 生 費	1,205,877
広 告 宣 伝 費	1,684,927
荷 造 運 賃	198,956
交 際 費	74,811
会 議 費	28,917
旅 費 交 通 費	1,234,755
消 耗 品 費	1,831,858
IT 関 連 費	907,478
租 税 公 課	77,200
通 信 費	65,120
保 険 料	70,610
支 払 手 数 料	10,481,393
教 育 研 修 費	1,809,842
求 人 採 用 費	19,293,714
新 聞 図 書 費	172,028
	86,015,421

# 株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズエッジ

(単位：円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
2018年4月1日残高	40,000,000	7,123,260	7,123,260	47,123,260	47,123,260
事業年度中の変動額					
当期純損失		△5,535,905	△5,535,905	△5,535,905	△5,535,905
事業年度中の変動額合計	0	△5,535,905	△5,535,905	△5,535,905	△5,535,905
2019年3月31日残高	40,000,000	1,587,355	1,587,355	41,587,355	41,587,355

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 15～50年 |
| 工具、器具及び備品 | 6～10年  |

#### (2) 引当金の計上方法

- 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、原価比例法）
- ② その他の工事  
工事完成基準

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等会計処理 税抜方式によっております。なお、簡易課税制度を適用しております。

### 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	800株	－株	－株	800株
合計	800株	－株	－株	800株

# 決 算 報 告 書

[ 第 1 期 ]

自 2018年4月2日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

東京都中央区晴海1丁目8番10号

# 貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社 メンバーズシフト

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,577,609</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,070,675</b>
現金及び預金	17,286,779	買掛金	6,563,160
売掛金	7,928,820	未払金	2,072,026
仕掛品	195,000	未払法人税等	165,000
前払費用	166,983	未払消費税等	320,246
その他	27	預り金	473,387
		賞与引当金	476,856
		<b>負債合計</b>	<b>10,070,675</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>15,506,934</b>
		<b>資本金</b>	<b>30,000,000</b>
		<b>利益剰余金</b>	<b>△14,493,066</b>
		その他利益剰余金	△14,493,066
		繰越利益剰余金	△14,493,066
		<b>純資産合計</b>	<b>15,506,934</b>
<b>資産合計</b>	<b>25,577,609</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>25,577,609</b>

# 損益計算書

自 2018年4月2日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,979,774
売 上 原 価		35,108,317
売 上 総 利 益		8,871,457
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,199,703
営 業 損 失		14,328,246
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	180	180
経 常 損 失		14,328,066
税 引 前 当 期 純 損 失		14,328,066
法人税、住民税及び事業税	165,000	165,000
当 期 純 損 失		14,493,066

# 売上原価明細書

自 2018年4月2日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

(単位：円)

科 目	金 額	額
製品売上原価		
当期製品製造原価	35,108,317	35,108,317
売上原価合計		<b>35,108,317</b>

# 製造原価報告書

自 2018年4月2日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

(単位：円)

科 目	金 額	
経 費		
外 注 費	35,303,317	35,303,317
当期総製造費用		<b>35,303,317</b>
計		<b>35,303,317</b>
期末仕掛品棚卸高		195,000
当期製品製造原価		<b>35,108,317</b>



# 販売費及び一般管理費

自 2018年4月2日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

(単位：円)

科 目	金 額
出 向 負 担 金	16,230,735
賞 与	284,250
賞 与 引 当 金 繰 入	476,856
法 定 福 利 費	105,104
福 利 厚 生 費	375,600
広 告 宣 伝 費	1,899,150
販 売 促 進 費	36,000
荷 造 運 賃	2,550
交 際 費	25,455
会 議 費	13,500
旅 費 交 通 費	115,793
消 耗 品 費	13,668
IT 関 連 費	1,019,642
租 税 公 課	311,990
水 道 光 熱 費	120,000
地 代 家 賃	246,756
支 払 手 数 料 費	1,781,450
教 育 研 修 費	141,204
	23,199,703

# 株主資本等変動計算書

自 2018年4月2日

至 2019年3月31日

株式会社 メンバーズシフト

(単位：円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
2018年4月2日残高	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額					
新株の発行	30,000,000			30,000,000	30,000,000
当期純損失		△14,493,066	△14,493,066	△14,493,066	△14,493,066
事業年度中の変動額合計	30,000,000	△14,493,066	△14,493,066	15,506,934	15,506,934
2019年3月31日残高	30,000,000	△14,493,066	△14,493,066	15,506,934	15,506,934

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 引当金の計上の方法

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等会計処理

税抜方式によっております。

### 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	一株	600株	一株	600株
合計	一株	600株	一株	600株

# 決 算 報 告 書

[ 第 1 期 ]

自 2018年11月 1 日

至 2019年 3 月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

東京都品川区西五反田七丁目25番5号

# 貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,291,055</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,610,856</b>
現金及び預金	21,370,764	未払金	7,375,079
売掛金	2,477,518	未払法人税等	75,000
前払費用	4,428,402	預り金	74,811
その他	14,371	賞与引当金	1,085,966
		<b>負債合計</b>	<b>8,610,856</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>19,680,199</b>
		<b>資本金</b>	<b>30,000,000</b>
		<b>利益剰余金</b>	<b>△10,319,801</b>
		その他利益剰余金	△10,319,801
		繰越利益剰余金	△10,319,801
		<b>純資産合計</b>	<b>19,680,199</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,291,055</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>28,291,055</b>

# 損益計算書

自 2018年11月 1日

至 2019年 3月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,315,998
売 上 原 価		4,646,125
売 上 総 損 失		330,127
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,914,742
営 業 損 失		10,244,869
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	68	68
経 常 損 失		10,244,801
税 引 前 当 期 純 損 失		10,244,801
法人税、住民税及び事業税	75,000	75,000
当 期 純 損 失		10,319,801

# 売上原価明細書

自 2018年11月 1 日

至 2019年 3 月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

(単位：円)

科 目	金 額	
製品売上原価		
当期製品製造原価	4,646,125	4,646,125
売上原価合計		<b>4,646,125</b>

# 製造原価報告書

自 2018年11月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>労 務 費</b>		
賃 金 手 当	752,174	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	704,677	
法 定 福 利 費	233,966	
出 向 負 担 金	2,840,713	
福 利 厚 生 費	3,500	4,535,030
<b>経 費</b>		
旅 費 交 通 費	83,588	
消 耗 品 費	21,907	
IT 関 連 費	5,600	111,095
当期総製造費用		4,646,125
計		4,646,125
当期製品製造原価		4,646,125



# 販売費及び一般管理費

自 2018年11月 1 日

至 2019年 3 月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

(単位：円)

科 目	金 額
出 向 負 担 金	4,897,286
賞 与 引 当 金 繰 入	381,289
法 定 福 利 費	50,088
福 利 厚 生 費	37,100
広 告 宣 伝 費	42,700
荷 造 運 賃	129,191
交 際 費	13,935
旅 費 交 通 費	95,595
消 耗 品 費	23,695
IT 関 連 費	364,189
租 税 公 課	480,120
通 信 費	16,648
水 道 光 熱 費	50,000
地 代 家 賃	102,815
支 払 手 数 料	856,850
教 育 研 修 費	160,480
求 人 採 用 費	2,178,822
新 聞 図 書 費	33,939
	9,914,742

# 株主資本等変動計算書

自 2018年11月 1 日

至 2019年 3 月31日

株式会社メンバーズデータアドベンチャー

(単位：円)

	株主資本 利益剰余金				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
2018年11月 1 日残高	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額					
新株の発行	30,000,000			30,000,000	30,000,000
当期純損失		△10,319,801	△10,319,801	△10,319,801	△10,319,801
事業年度中の変動額合計	30,000,000	△10,319,801	△10,319,801	19,680,199	19,680,199
2019年 3 月31日残高	30,000,000	△10,319,801	△10,319,801	19,680,199	19,680,199

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 引当金の計上方法

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (2) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等会計処理

税抜方式によっております。

### 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	一株	600株	一株	600株
合計	一株	600株	一株	600株

# 決 算 報 告 書

[ 第 1 期 ]

自 2019年2月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズユーエックスワン

東京都中央区晴海1丁目8番10号

# 貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社メンバーズユーエックスワン

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,719,310</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,248,871</b>
現金及び預金	28,192,783	未払金	2,218,871
前払費用	384,067	未払法人税等	30,000
その他	142,460	<b>負債合計</b>	<b>2,248,871</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>26,470,439</b>
		<b>資本金</b>	<b>30,000,000</b>
		<b>利益剰余金</b>	<b>△3,529,561</b>
		その他利益剰余金	△3,529,561
		繰越利益剰余金	△3,529,561
		<b>純資産合計</b>	<b>26,470,439</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,719,310</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>28,719,310</b>

# 損益計算書

自 2019年2月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズユーエックスワン

(単位：円)

科 目	金 額	
販売費及び一般管理費		3,499,561
営業損失		3,499,561
経常損失		3,499,561
税引前当期純損失		3,499,561
法人税、住民税及び事業税	30,000	30,000
当期純損失		3,529,561

# 販売費及び一般管理費

自 2019年2月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズユーエックスワン

(単位：円)

科 目	金 額
出 向 負 担 金	1,313,467
福 利 厚 生 費	4,800
旅 費 交 通 費	8,846
消 耗 品 費	13,054
IT 関 連 費	116,926
租 税 公 課	475,820
水 道 光 熱 費	20,000
地 代 家 賃	41,126
支 払 手 数 料 費	399,000
求 人 採 用 費	1,106,522
	3,499,561

# 株主資本等変動計算書

自 2019年2月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズユーエックスワン

(単位：円)

	株主資本 利益剰余金				純資産 合計
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	
		繰越 利益剰余金			
2019年2月1日残高	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額					
新株の発行	30,000,000			30,000,000	30,000,000
当期純損失		△3,529,561	△3,529,561	△3,529,561	△3,529,561
事業年度中の変動額合計	30,000,000	△3,529,561	△3,529,561	26,470,439	26,470,439
2019年3月31日残高	30,000,000	△3,529,561	△3,529,561	26,470,439	26,470,439



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等会計処理 税抜方式によっております。

### 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	一株	600株	一株	600株
合計	一株	600株	一株	600株

# 決 算 報 告 書

[ 第 5 期 ]

自 2018年 4 月 1 日

至 2019年 3 月 31 日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

東京都中央区晴海1丁目8番10号

# 貸借対照表

2019年3月31日現在

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>101,015,076</b>	<b>流動負債</b>	<b>56,319,103</b>
現金及び預金	57,024,814	買掛金	20,655,921
売掛金	41,025,701	未払金	16,521,414
仕掛品	2,036,158	未払消費税等	4,666,464
前払費用	928,403	未払法人税等	10,621,300
		預り金	71,164
		賞与引当金	3,782,840
		<b>負債合計</b>	<b>56,319,103</b>
<b>固定資産</b>	<b>411,915</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>有形固定資産</b>	<b>411,915</b>	<b>株主資本</b>	<b>45,107,888</b>
工具器具備品	411,915	<b>資本金</b>	<b>10,000,000</b>
		<b>利益剰余金</b>	<b>35,107,888</b>
		その他利益剰余金	35,107,888
		繰越利益剰余金	35,107,888
		<b>純資産合計</b>	<b>45,107,888</b>
<b>資産合計</b>	<b>101,426,991</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>101,426,991</b>

# 損 益 計 算 書

自 2018年 4月 1日

至 2019年 3月 31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

(単位：円)

科 目	金 額
売 上 高	259,030,919
売 上 原 価	196,601,886
売 上 総 利 益	62,429,033
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	25,210,561
営 業 利 益	37,218,472
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	407
そ の 他	210
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,466
そ の 他	882
経 常 利 益	37,215,741
税 引 前 当 期 純 利 益	37,215,741
法人税、住民税及び事業税	13,372,761
当 期 純 利 益	23,842,980

## 売上原価明細書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

(単位：円)

科 目	金 額	額
製品売上原価		
当期製品製造原価	196,601,886	196,601,886
売上原価合計		<b>196,601,886</b>

# 製造原価報告書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

(単位:円)

科 目	金 額	額
<b>広告媒体費</b>		
広告媒体費	29,443,474	29,443,474
<b>労 務 費</b>		
出向負担金	61,419,476	
賞与	3,476,262	
賞与引当金繰入額	3,782,840	
法定福利費	987,717	
福利厚生費	115,667	69,781,962
<b>経 費</b>		
外注費	91,012,725	
荷造運賃	176,000	
交際費	38,723	
会議費	2,660	
旅費交通費	1,351,403	
消耗品費	92,784	
IT関連費	3,700,791	
租税公課	108,200	
通信費	83,476	
水道光熱費	660,000	
減価償却費	159,450	
地代家賃	1,357,176	
手数料	140,000	
業務委託費	486,450	
教育研修費	4,480	
新聞図書費	9,755	99,384,073
<b>当期総製造費用</b>		<b>198,609,509</b>
期首仕掛品棚卸高		28,535
<b>計</b>		<b>198,638,044</b>
期末仕掛品棚卸高		2,036,158
<b>当期製品製造原価</b>		<b>196,601,886</b>

## 販売費及び一般管理費

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

(単位：円)

科 目	金 額
出 向 負 担 金	9,996,412
福 利 厚 生 費	668,542
広 告 宣 伝 費	1,636,956
販 売 促 進 費	250,000
荷 造 運 賃	43,163
交 際 費	81,218
会 議 費	39,287
旅 費 交 通 費	1,921,299
消 耗 品 費	700
IT 関 連 費	1,017,266
租 税 公 課	70,500
減 価 償 却 費	86,000
支 払 手 数 料	8,962,299
教 育 研 修 費	64,001
求 人 採 用 費	330,000
新 聞 図 書 費	42,918
	25,210,561

# 株主資本等変動計算書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

株式会社メンバーズメディカルマーケティング

(単位：円)

	株主資本			株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越 利益剰余金			
2018年4月1日残高	10,000,000	11,264,908	11,264,908	21,264,908	21,264,908
事業年度中の変動額					
当期純利益		23,842,980	23,842,980	23,842,980	23,842,980
事業年度中の変動額合計	0	23,842,980	23,842,980	23,842,980	23,842,980
2019年3月31日残高	10,000,000	35,107,888	35,107,888	45,107,888	45,107,888



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

##### ② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上方法

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

##### ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）

##### ② その他の工事

工事完成基準

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等会計処理

税抜方式によっております。

### 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	1000株	－株	－株	1000株
合計	1000株	－株	－株	1000株